

令和7年8月28日
〔資料 6〕
(〔資料 5 関係〕)

青森県青少年健全育成審議会 臨時部会

SNS等を端緒とした青少年の性的被害への対策に係る
検討結果報告書について



こどもみんなが青森

1 検討に至る経緯

(1) 県警要望に基づく検討（令和4年度～）

(2) 刑法等改正（令和5年度）

16歳未満の者への面会要求行為及び自画撮り要求行為の規制新設（182条）
（但し13歳以上16歳未満の場合は加害者との年齢差5年以上）

(3) 改正刑法を踏まえた検討のやり直し（令和6年度～）

改正刑法との法学上の整理が必要（刑法改正後の自画撮り改正対応県は3県程度）

【県青少年健全育成審議会】

- ・臨時委員の委嘱

（憲法、刑法、社会学、ICT、精神保健、教育）

- ・臨時部会の設置、2回（2月、6月）の部会開催

2 県青少年健全育成審議会 臨時部会

区分	所属・役職等	氏 名	選任視点	備 考
(学識経験者) 臨時委員	弘前大学名誉教授	宮崎 秀一	憲法	元県青少年健全育成審議会会長
	弘前大学人文社会科学部教授	平 野 潔	刑法	
	弘前大学人文社会科学部教授	羽濑 一代	社会学	当課事業「青少年のネットセーフティ加速化事業」ワーキンググループ座長
	NPO法人 あおもりIT活用サポートセンター理事長	本田 政邦	ICT	県男女共同参画審議会委員、青森DX推進会議委員
(学識経験者) 現任委員	青森県弁護士会／弁護士	清水 和秀	法律・人権	
	弘前大学医学部教授	栗林 理人	精神保健・ 児童福祉	
	弘前大学教育学部教授	田名場 忍	教育	県青少年健全育成審議会会長

3 対策の方向性

刑法第182条の趣旨を踏まえ、条例に“面会要求行為（に類する行為）”及び自画撮り要求行為の規制条項を新設する。

【改正のポイント】

（１）保護対象年齢は、刑法（16歳未満の者）より広く、18歳未満の者とする。

※13歳以上16歳未満の者についての5歳差以上の年齢要件を排除し、一律とする。

（２）罰則規定を設ける。

① “面会要求行為（に類する行為）”：6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

② 自画撮り要求行為：30万円以下の罰金

4 検討内容

(1) 法律と条例の関係

保護法益の違いがあるため、同じ行為を法と条例でそれぞれに異なる内容の規制することは、法的矛盾は生じない

- ・ 刑法：個人的法益（性的自由）
- ・ 県条例：社会的法益（18歳未満の者の“性的保護状態”）

※根拠判例：最大判昭60・10・23（福岡県青少年保護育成条例事件）

(2) 保護対象年齢を18歳未満とすることの必要性・適切性

- ・ 青少年の心身保護のために必要な対象範囲
- ・ 青少年の健全育成のための環境を真摯に整えていくのだという県の姿勢を明確化

4 検討内容（続）

（３）面会要求行為における予備的行為・未遂の取扱

- ・ 淫行・わいせつ行為の構成比較

	準備・予備的行為		未遂（実行着手）	既遂（結果発生）
刑法	面会要求 【処罰対象】	面会 【処罰対象】	不同意性交未遂 【処罰対象】	不同意性交 【処罰対象】
本県条例 当初案	面会要求 【処罰対象】	面会 【処罰対象】	淫行未遂 ※処罰規定なし	淫行既遂 【処罰対象】
本県条例 改正案	面会要求 ※処罰規定なし	面会 ※処罰規定なし	淫行未遂 【処罰対象】	淫行既遂 【処罰対象】

刑法第182条の面会要求行為の保護法益が「性被害に遭わない環境にあるという性的保護状態」という新たな法益であることを踏まえれば、青少年の健全育成を第一に考える本県条例においても、淫行未遂の処罰規定を新たに創設する論理構成は可能である、と結論。

4 検討内容（続々）

（４） 自画撮り要求行為における条文構成の整理

一般的禁止条項 + 罰則適用条項の二段構え方式

最初に自画撮り要求行為全体を違法と規定し、別途罰則規定の中で特定の悪質な行為を罰則対象とするもの

【メリット】「してはいけないこと」を簡潔に表明することで、

- ✓ 県の青少年保護に向かう姿勢を明らかにできる
- ✓ 一般県民の内容理解、普及浸透が進む（わかりやすい）
- ✓ 予防範囲が広い

【留意点】理論上、規制対象として該当する行為でありながら罰則適用外となる行為が発生する（予防範囲が広いことの裏返し）

5 条文案

（淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止）

第二十二條の二 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第二十二條の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めてはならない。

第三十條 （第一項略）

2 第二十二條第二項、第二十二條の二又は第二十三條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の三の規定に違反して次に掲げる行為のいずれかをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為
二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

6 今後の流れ

令和7年 7月	第3回臨時部会開催（最終報告書承認）
8月	青少年健全育成審議会 諮問・答申 条例審議
秋	パブリックコメント、検察庁協議
冬	議案提出→改正、公布 改正内容周知期間
春	施行